

南箕輪村景観計画



南箕輪村
平成 27 年 7 月



美しい景観を未来へつなぐために

私たちの暮らす南箕輪村は、東に南アルプス、西に中央アルプスと雄大な山々に囲まれ、大泉川をはじめとする多くの清流や各地に湧き出す湧水、四季折々の変化を見せてくれる森林、そして「黄金の波」と称される田園地帯など、古くから愛され大切にされてきた美しくかけがえのない自然景観を有しています。

また、旧街道沿いに立ち並ぶたたずまいや、各地に点在する史跡・寺社などからは、先人たちの生活の歴史が感じられ、趣のある美しい景観を織り成しています。

この美しい景観は、村民全体の財産であるとともに、この地を訪れる皆さんの財産でもあり、将来に渡って守り育てていかななくてはなりません。

平成16年に「景観法」が制定されたことにより、全国的に景観への意識が高まっています。

本村においても景観づくりの大切さを村の皆さん全体が共有し、人々の心を癒し、豊かにする美しい景観づくりが進められるよう「南箕輪村景観計画」を策定しました。

村の皆さん、事業者、行政が一体となり、南箕輪村の景観の保全、育成、創出に努めてまいりたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたり、慎重な議論を積み重ねていただきました景観計画策定委員会委員および景観審議会委員、貴重なご意見ご提案をいただきました村の皆さん並びに関係各位のご尽力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成27年7月

南箕輪村長

唐木一直



南箕輪村景観計画

黄葉するユリノキ並木 信州大学農学部構内
(平成 22 年度村フォトグランプリ 『秋深まるユリノ木並木』 より)

目次

序章 南箕輪村らしい景観の形成に向けて	1
1. 南箕輪村らしい景観とは.....	1
2. 計画策定の背景	5
3. 計画の目的と意義.....	6
4. 計画の位置づけ	7
5. 計画の構成	8
第1章 南箕輪村の景観特性.....	9
1. 基本的な特性.....	9
2. 景観の特性	23
第2章 景観計画の区域.....	31
1. 景観計画区域.....	31
2. 地域区分の考え方.....	31
3. 景観計画区域の地域区分.....	31
4. 景観形成重点地区への推奨地区について	37
第3章 良好な景観の形成に関する方針	38
1. 景観形成の基本理念	38
2. 地域区分（面）の方針	39
3. 地域区分（軸）の方針	47
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	51
1. 届出対象行為.....	51
2. 景観形成基準.....	53

第5章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針	57
第6章 良好な景観の形成のために必要な事項	59
1. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 に関する事項	59
2. 公共施設の整備に関する事項	60
第7章 良好な景観の形成に向けて	61
1. 協働による景観形成の推進	61
2. 景観形成推進の体制と取り組み	64
別表	65
1. 色彩に係る基準について	65
2. 南箕輪村公共景観形成事業指針	67
資料編	73
1. 南箕輪村景観計画策定に関する村民アンケート調査	73
2. 南箕輪村の景観を考えるワークショップ	83
3. 良好な景観形成に取り組む団体	90
4. 協定	92
5. 策定・審議体制	97
6. 計画策定の経過	99
7. 用語解説	100

序章 南箕輪村らしい景観の形成に向けて

1. 南箕輪村らしい景観とは

● はじめに

南箕輪村は、天竜川の支流である大泉川によって形成された扇状地に立地しています。この扇状地は本村の特徴の一つでもある広い平坦地を形成し、広くまとまりのある農地として利用されています。

天竜川やその支流の段丘崖は、樹木が緑の帯のように連続しています。また扇状地で伏流した水はその末端で清らかな湧水として各地で湧き出し、潤いを与えるだけでなくワサビ畑として利用されたり、伝説の清水として親しまれたりしてきました。

一方で大地に立って遠方に目を向けると、東側には「伊那山脈」と呼ばれる山並みが連なり、さらにその奥には仙丈ヶ岳をはじめとする南アルプス（赤石山脈）の雄大な姿を見ることができます。西側には本村のシンボリックな存在である経ヶ岳を北端とする中央アルプス（木曽山脈）が連なっています。

山岳景観の大部分を占める両アルプスは村の外にある資源ですが、アンケートやワークショップでは村から見える大切な景観資源であると多くの人が指摘しています。

また大芝高原や各地域の社叢^{しゃそう}など、身近な樹林や森林が多いのも南箕輪村の大きな特徴の一つと言えます。この身近な緑は私たちに癒しを与えてくれ、四季の移ろいを感じさせてくれます。

さらには、「黄金の波^{こがね}」と称される水田や多くの作物が育つ畑、旧街道沿いに発達した集落のたたずまい、幹線道路沿いに広がる商業施設、天竜川や森林近くにある工業団地の工場など私たちの生活とは切り離せない様々な景観があります。

このように「南箕輪村らしい景観」とは、実り豊かな大地である「田園」、四季折々に美しい「森林」、雄大さを感じたり元気をもらえる「山岳」といった自然を中心とした風景が村に暮らす人々の生活を取り巻いている様^{さま}と言えます。

私たちは、長い年月をかけて先人たちが守ってきたこの素晴らしい景観を村民が堪能すると同時に、子どもたちをはじめ、未来の人たちに受け継いでいきたいと思います。



田園の景観



山岳の景観



森林の景観



● 村民意識調査

南箕輪村では景観計画の策定に先立ち、景観に対する村民の皆さんの意識を把握するため、景観についてのアンケート調査とワークショップを行いました。村の皆さんは「大切にしたい景観」についてどのように考えているのでしょうか。

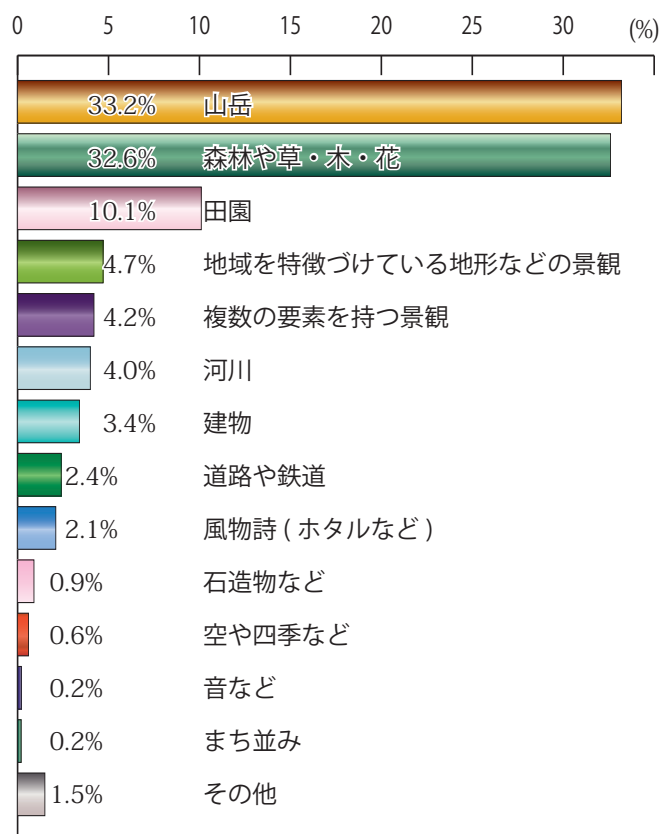
その中で景観的に優れた対象物である景観資源^{※1}について多くの意見をいただくことができました。景観資源は景観を構成する重要な要素の一つです。そのため、景観資源を抽出することで南箕輪村らしい景観が浮かび上がってきます。

● アンケート調査結果

アンケート調査は、平成24年11月26日～12月14日に行いました（資料編）。アンケート調査では「あなたが大切にしたい景観資源は何ですか？」とお聞きしました。

それを項目別に分類すると以下のような結果となりました。

大切にしたい景観資源



大切にしたい景観資源

村民の方が感じている大切にしたい景観資源は左のグラフのとおり、「山岳」や「森林・草・木・花」が3割を超えています。その2つに続いては「田園」の景観となっています。

それぞれの景観を見たときの印象を多い順にいくつか挙げると、次のようになります。

山岳

「きれい・美しい」、「雄大な」、「季節を感じる」、「自然が豊か」

森林・草・木・花

「自然が豊か」、「ほっとする・心地が良い」、「きれい・美しい」、「季節を感じる」

田園

「季節を感じる」、「ほっとする・心地が良い」、「自然が豊か」、「広々とした」

※1 山、樹木、建物、人の活動など景観を構成しているもの

● ワークショップの結果

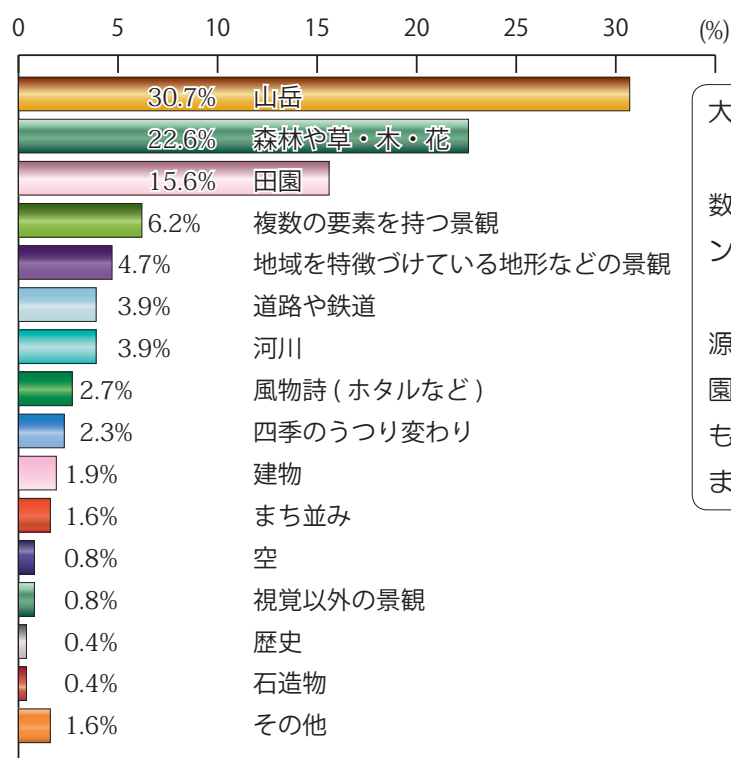
アンケート調査を補完する目的で、平成 25 年 5 月 8 日～ 15 日にかけて、村内の 12 地区を 5 地域に分けて景観に関するワークショップを行いました（資料編）。

また、若い人たちが村の景観をどのように考えているかを把握するために、南箕輪中学校の 3 年生（総合学習で景観・観光を選択の生徒）を対象に、平成 25 年 6 月 28 日にワークショップを行いました（資料編）。

その中で景観資源について、地域別ワークショップでは「あなたの心に残る景観は何ですか?」、中学生ワークショップでは「あなたの好きな景観は何ですか?」とお聞きしました。

それを項目別に分類すると以下のような結果となりました。

大切にしたい景観資源（地域別ワークショップ）

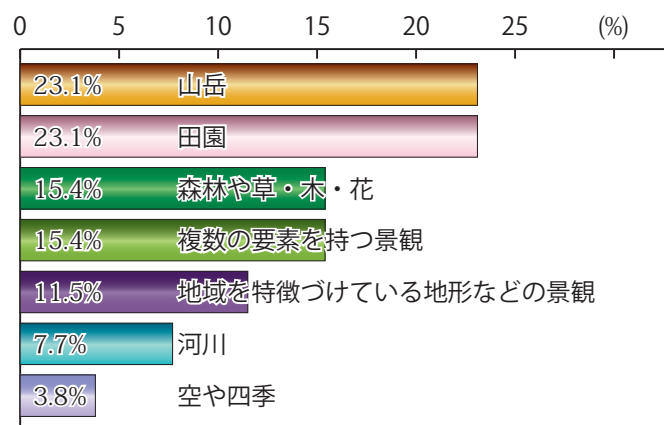


大切にしたい景観資源

地域別ワークショップの結果は、意見数の割合は変わるものの、その傾向はアンケート調査の結果とよく似ています。

アンケート調査と同様に大切な景観資源として「山岳」、「森林や草・木・花」、「田園」が上位に挙げられています。いずれも自然を中心とした景観資源となっています。

好きな景観（中学生ワークショップ）



好きな景観

中学生のワークショップ参加者が好きな景観で一番多かったものは「山岳」、「田園」となりました。

「田園」が「山岳」と同数であることはアンケート調査や地域別ワークショップと異なる傾向です。車で移動することが多い大人と違い、より身近な景観にも目が向いているのかもしれません。

その他は「森林や草・木・花」や「複数の要素（山岳と田園）」などとなっており、これは、ワークショップと同じ傾向です。

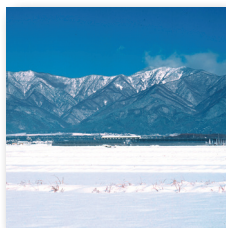


● 景観資源について

アンケート調査、ワークショップともに多くの景観資源を村民の方に挙げていただきました。具体的にはどのようなものがあるのでしょうか？

各項目の中で具体的に挙げられたものは多岐にわたり、多くの村民の皆さんが愛着をもっている景観資源がたくさんあるということがわかりました。

代表的な景観資源の内訳



山岳

「仙丈ヶ岳」、「南アルプス」、「中央アルプス」、「経ヶ岳」、「山並み」など



森林や草木・花

「大芝高原（みんなの森、セラピーロード、高原全体など）」、「身近な森林」、「神社の社叢（しゃそう殿村八幡宮、大和泉神社）」、「北殿のエドヒガン」、「村内各地にある桜」、「山にある木々」、「庭先の花や樹木」、「並木（桜、ユリノキ）」など



田園

「農地（水田、畑、ワサビ畑、果樹園）」、「田園」など



風物詩

「ホタル」、「祭りの^{のぼり}幟や提灯」、「まんど（万灯）」など



建築物

「殿村八幡宮」、「大和泉神社」、「久保神明宮」、「恩徳寺」など



石造物

「新四国霊場」など



河川

「天竜川」、「大泉川」など



道路

「国道 361 号」、「春日街道」、「伊那西部広域農道」など

2. 計画策定の背景

本村では平成 19 年 (2007 年) 3 月に策定した南箕輪村第 4 次総合計画において、「みんなで創ろう住みよい南箕輪～人・自然・協働～」という将来像を示しました。そのむらづくりをさらに進めるために、『南箕輪村第 4 次総合計画後期基本計画』が策定されました。

後期基本計画では「景観の保全と景観形成活動の促進」が課題の一つとして挙げられました。その中で「自然景観と田園景観の保全」の項目における主要施策の一つとして、「村の大きな魅力であり、財産でもある、自然景観と田園景観の保全を図るための方策を検討します。」とされました。

本村の景観については、『新時代のむらづくり』のアンケートにおいても重要度と満足度が比較的高く、村の大事な財産の一つであることがわかっています※¹が、その貴重な財産を守り育てるためにもさらに具体的に施策を進める必要が出てきました。

特に土地利用の関係で、国道 361 号沿線の農地の保全や住宅団地の造成など景観と関連する事項が今後の課題となる※²ということもあります。

一方で、国においては無秩序な開発を防ぎ、良好な景観を守り育てるために平成 16 年に「景観法」が公布（平成 17 年全面施行）され、各地方自治体に合った景観についての計画をつくることが可能となりました。また長野県においても、県内の景観をより良くしていくために「長野県景観条例」が平成 4 年に施行されています。

このような流れを受け、本村では村に合った景観に対する施策をより一層進めるため、「景観計画」を策定することとしました。

コラム

【景観十選】

南箕輪村では、守っていききたい村の風景を「景観十選」として平成 9 年 8 月に選定しました。景観十選として選ばれているものは次のとおりです。

これらのものは全て、アンケート調査やワークショップでも「大切にしたい景観」として村の人たちに挙げられました。

信州大芝高原

ワサビ畑

経ヶ岳

天竜川

権兵衛峠

新四国霊場

信大ユリノキ並木

殿村八幡宮

西天の水田地帯

仙丈ヶ岳

※ 1 南箕輪村都市計画マスタープラン 平成 19 年 3 月 p 25 より
 ※ 2 「平成 24 年第 2 回定例会 南箕輪村議会会議録」より



3. 計画の目的と意義

■計画の目的

景観計画の目的は、「良好な景観を守り、育むことで魅力的なむらづくりをすすめる」ことです。村の自然、歴史、文化、経済活動などと調和した村独自の景観によって、住む人が快適な環境をつくっていくことを目指します。また、良好な景観によって地域や観光の活性化を目指します。

■計画の意義

快適な環境の実現

身近な森林や往来から見える庭先の花々、懐かしさすら感じる広々とした農地、雄大な眺めを楽しめる山岳、伝説にも登場する清らかな湧き水やほたるの舞う水辺、古くからある街道や落ち着いた雰囲気住宅地など、このような環境は心地よく親しみのある生活空間へとつながり、私たちの生活にゆとりや潤いをもたらします。

良好な景観の形成は、見た目の美しさにとどまるだけでなく、私たちが日々の生活を送る場を快適で豊かな環境にし、暮らし良い生活を実現させてくれます。

地域・観光の活性化

自分が暮らす地域の景観を良くするために、清掃などの美化活動や話し合いに参加するなど、良好な景観づくりは住民の景観への意識を高め、住民間交流など地域の活性化につながります。

また、魅力的な景観は住んでいる人のみならず多くの人の心をひきつけます。良好な景観は多くの来訪者をいざなう魅力的な観光資源ともなります。地域への来訪者を意識した景観形成は地域や観光の活性化に大きな効果を発揮するでしょう。

地域個性の創出

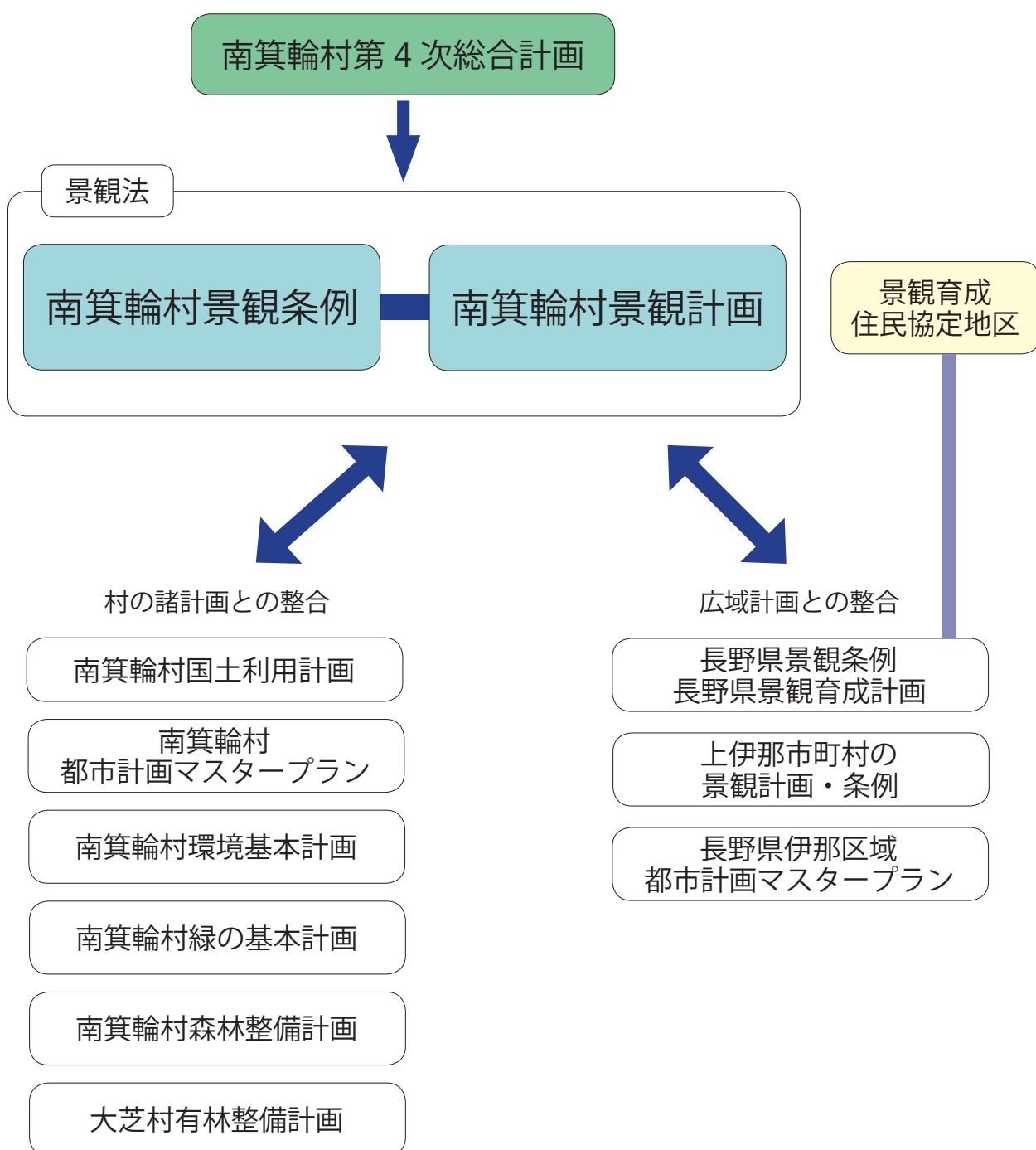
地域の景観は、その土地の個性としても捉えられます。土地の個性は人々がふるさと感じる気持ちを醸成したり、そこに長く暮らしたいという愛着心を育てます。良好な景観の形成は、地域の個性を守り育てるとともに、新たな魅力を創出する契機となります。

4. 計画の位置づけ

南箕輪村景観計画は、景観法第8条に規定されている「景観計画」として定めるもので、第4次南箕輪村総合計画に即した景観に関する行動計画です。

本計画は、景観法の基本理念に則り、南箕輪村らしい景観形成を図るうえで、村民の生活環境の向上、地域の活性化、観光振興など、景観行政の指針として様々なむらづくり施策と連携し、総合的な展開を図る役割を担うものです。

本計画を遵守することで、良好な景観を形成するだけでなく、村の諸施策も進めることができます。



5. 計画の構成

本計画は、南箕輪村の良好な景観を形成するため、景観法に基づく方針や行為の制限を明示するもので、以下のような構成となっています。

南箕輪村景観計画の構成

序 章 南箕輪村らしい景観の形成に向けて

1. 南箕輪村らしい景観とは
2. 計画策定の背景
3. 計画の目的と意義
4. 計画の位置づけ
5. 計画の構成

第1章 南箕輪村の景観特性

1. 基本的な特性
2. 景観の特性

— 景観法に基づき定める事項 —

第2章 景観計画の区域……………必須事項（景観法第8条）

1. 景観計画区域
2. 地域区分の考え方
3. 景観計画区域の地域区分
4. 景観形成重点地区への推奨地区について

第3章 良好な景観の形成に関する方針……………任意事項（景観法第8条）

1. 景観形成の基本理念
2. 地域区分（面）の方針
3. 地域区分（軸）の方針

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項……………必須事項（景観法第8条）

1. 届出対象行為
2. 景観形成基準

第5章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針……………必須事項（景観法第8条）

第6章 良好な景観の形成のために必要な事項……………任意事項（景観法第8条）

1. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
2. 公共施設の整備に関する事項

第7章 良好な景観の形成に向けて

1. 協働による景観形成の推進
2. 景観形成推進の体制と取り組み

別表、資料